

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、平成30年4月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

平成30年4月1日

高松市長 大 西 秀 人

4(6)イ(イ)中「地域精通度（工事場所からの近接の度合い）」の次に「（災害時の活動体制が整っていることを含む。）」を加える。

12(20)中「当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。」の次に「平成30年4月1日現在施工中の工事であって高松市から香川県広域水道企業団に移管されたものを除く。」を加える。

14(8)中「又は4(5)に規定する総合評価Ⅰ型（施工計画不採用）」を「、4(5)に規定する総合評価Ⅰ型（施工計画不採用）又は4(6)に規定する総合評価Ⅱ型」に改め、「総合評価Ⅰ型（施工計画不採用）にあつては、ア及びイに掲げる書類を」の次に「、総合評価Ⅱ型にあつては、ア、イ及びウに掲げる書類を」を加える。

23(7)中「高松市契約規則」の次に「（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

別表第2中「（Ⅱ型を除く。）」を削り、総合評価Ⅰ型（施工計画不採用）の項の次に次の行を加える。

総合評価Ⅱ型	<ul style="list-style-type: none">・「災害時の活動体制」 申告書※5・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5		<ul style="list-style-type: none">・「災害時の活動体制」 申告書※5・加入等証明書（締結団体等用）又は（連携団体等用）※5	
--------	---	--	---	--